

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成30年 8月18日

井原市議会議長
西田 久志 様

井原市議会議員 宮地 俊則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成30年8月8日（水）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	(株)地方議会総合研究所 地方議会セミナー 京都市南区九条下殿田町70 京都テルサ東館2階「第9会議室」
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	政策立案力レベルアップ講座 in 京都
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	○政策条例作りのヒント集 講師 吉田利宏 ○議会のチャレンジ 講師 太田雅幸
5. 活動内容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

5. 活動内容 {講座内容}

○政策条例作りのヒント集

1. 改めて「条例」を知る
 - (1) 条例の制定過程
 - (2) 議員提案条例の方法と手続き
 - (3) 議員提案にふさわしい条例はあるか？

2. 地域での問題抽出と求められる対応方法
 - (1) 政策サイクルを回そうとしているか？
 - (2) 行政監視こそ出発点
 - (3) 地域の声を政策に高める
 - (4) 議員提案をスムーズにするしくみ

3. 条例内容の確定
 - (1) 条例内容の確定 ～飲酒運転撲滅条例を例にして～
 - (2) 理念条例・基本条例とは何か？

4. 条例を読み・書く基本スキルを身に付ける
 - (1) 法令の「構造」からの速読術
 - (2) ありがちな規定から法令の内容を理解する
 - (3) 法令用語のシグナルを拾う

5. 立案情報リサーチのスキル
 - (1) 他自治体のくふう・条例を調べる
 - (2) 法改正の情報を先に知る

所感

議員提案の政策条例を作るにあたっては、まず「市の総合計画は市民のためのものである」ということが、大前提であることを心しておかなければならない。そして、条例提出の心構えとして、その条例は本当に必要なものなのかどうか？また、他の方法はないのか？などをよく考えることが大切である。

得てして、見栄えのしない、何でもありの「幕の内弁当型」や「横並び型」にならないようにメリハリが必要である。

また従来、予算を伴う条例案の提出は難しい、と言われてきたが、これは全く根拠がないものである。しかし、財政が厳しい中、優先順位をつけるのは当たり前であることも押さえておかなければならない。

むしろ、執行部サイドから出しにくい条例案を議会から出すのが狙い目のようである。

また我々議会は政策サイクルを回していかなければならない。つまり議会で指摘しっぱなし、資料をもらいっぱなし、意見を聞きっぱなしではダメで次につなげることが重要である。例えば、決算審議で質問し答弁をもらったものは次の予算審議でより具体化した提案、期限、予算などを示して追及をすること。市民などから提起された事項は必ずその結果を報告すること。当たり前と言えば当たり前のことである。

今回のセミナーのポイントは地域の声を政策に高めるためにはどういうアプローチで進めるのが良いか、である。

まず、①地域の声を聴く

「どうしてほしいか」だけでなく、むしろ「どんな問題があるのか」・「どんなことが起きているのか」にじっくり耳を傾けること。

次に②解決すべき方向性を検討する

「工夫すれば解決できるのか?」「お金で解決できるのか?」「法的に措置すべきなのか?」

そして、③どうしても条例化が必要ならば、

他の自治体での克服例を調べ、自分の自治体での関連する対策措置を執行部に尋ねる。

こうした流れを経て、法的措置が必要な部分を「芯」にして条例を作成していくのが良い、とのことである。

今回のセミナーの講師は長年、法制局に所属し議員立法を補佐するなど経験豊富で、執行部との駆け引きの実例や裏話、また条例を読み解くスキルなど机上の理論ではなく、議員サイドに立ったアドバイスが多く、大変興味深く参考になった講座であったと感じました。

○議会のチャレンジ

1. 条例等において自治体が果たしてきた先駆的役割
2. 条例の可能性と限界
(憲法、法律との整合性の下、議会のチャレンジの可能性)
3. 条例に盛り込む行政手法の検討に係るポイント
(規制的手法、誘導的手法、合意形成手法等)
4. 住民等との対話（実質的なパブリックコメント）や執行部との議論
5. 政策の自己検証の方法
(想定問答作成等の試み)
6. 演習 1（首長提案の条例案に対する修正動議等）
7. 演習 2（いじめ問題、ヘイトスピーチ問題についての討議）

所感

この講座では「地方議会の役割」を改めて勉強させていただいた。
すなわち、議会は二代表制の下、首長と対峙し、住民代表として多様な民意を反映し、予算を審議し決定すること、条例を制定すること。執行機関に対する監視機能であり、その過程での討議や争点を住民に報告、説明し、地方自治を実現する存在である。
この当たり前のことを改めて実感したセミナーであった。

その主な内容には、国が立法する前に地方自治体が進んで条例化した事例がいくつもある。

・平成 26 年 11 月に「空家対策特措法」が制定される以前に 401 の自治体で「空き家対策条例」が制定されている。また特措法対象外のマンションなどの集合住宅にも緊急措置を規定する例として京都市では「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」が制定されている。

・1999 年に「行政機関情報公開法」が制定される前の 1982 年、山形県金山町で「金山町公文書公開条例」が制定されている。

・「住民基本台帳法」の下では、商業利用やストーカーによる悪用等があり、平成 16 年熊本市では「住民基本台帳閲覧制限条例」が制定され、翌年、「住民基本台帳法」が改正され、閲覧制限が導入された。

・危険ドラッグに悩む自治体が、薬事法その他の薬物関連法による禁止薬物以外の危険ドラッグに対する取り組みを行い、2005年、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」が制定され、2007年、指定薬物制度を導入した「薬事法」が改正された。さらに2011年、成分を特定することなく製品を指定できる「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」を制定。などなど地方自治体が先んじて条例化してきたものが数多くある。

立法者とは

首長が提案した条例案を審議可決することにとどまらず、自ら政策課題を発見し、課題への対策を企画し、制度を設計、条例案を提案すること、を意味する。政策提案は、役所の官僚の専権事項ではない、となる。となれば、われわれ議員の役割にもなりうるのであると感じた。

ただし、憲法上これに違反することは出来ないことはもちろんであり、それ以外にも制度設計上考慮しなければならないことがいくつかある。

例えば、永住外国人について、外国人地方参政権を認める制度を創設しようという場合に、特定の地域の出身者のみを除外することが出来るのか、ということ。これは**平等原則違反**である。

また、信仰上の理由により剣道実技の履修を拒否した市立高等専門学校の学生に対する原級留置処分及び退学処分が、裁量権の範囲を超える違法なものであるとされた[「エホバの証人」高等専門学校生進級拒否・退学処分取り消し請求訴訟]。これは**比例原則違反**である。

今回の講座は私たちのよく知っている事例をもとにした説明で大変分かりやすく、我々議員の考え方を更に柔軟にし、事案を深掘りする思考方法を教わった講座でした。内容自体も非常に高度なもので、久しぶりに大学の講義を受けているような気にさせられたセミナーでした。